

## 議案第37号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(教員特殊業務手当)

第23条 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1時間以上2時間未満 900円

イ 2時間以上3時間未満 1,800円

ウ 3時間以上4時間未満 2,700円

エ 4時間以上5時間未満 3,600円

オ 5時間以上6時間未満 4,500円

カ 6時間以上 5,400円

(4) 略

3 略

(教員特殊業務手当)

第23条 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1時間以上2時間未満 750円

イ 2時間以上3時間未満 1,500円

ウ 3時間以上4時間未満 2,250円

エ 4時間以上5時間未満 3,000円

オ 5時間以上6時間未満 3,750円

カ 6時間以上 4,500円

(4) 略

3 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。